

CSR報告書におけるマテリアリティの 概念の意義と課題

大田 博樹

1. はじめに

近年、環境問題への関心の高まりを背景に企業への社会的責任（CSR：Corporate Social Responsibility）に対するニーズが高まっており、自らのCSR活動を各種利害関係者に開示するためにCSR情報を含んだ非財務報告書（以後、CSR報告書と言う）を作成する企業が増加している。CSR報告書が作成され始めた初期の段階では、統一されたフレームワークがなかった事で他社の報告書との比較が難しいなどの問題点も指摘されていたが、現在ではGRI¹のG3や環境省の環境報告書ガイドラインなどに準拠した報告書が多くなった事で情報の利便性も高まってきていると言える。

しかし、一方でCSR報告書に関する規制がないため、報告書の質や量に関しては統一性を欠いているという問題も指摘されている。報告書の中には、100ページを超えるような大量の情報を開示する企業もあり、情報の取捨選択は利用者である利害関係者に任せてしまうケースもある。このような状況の中で、情報の利用者に対して有用な情報を分かりやすく提供するために、重要性（マテリアリティ）概念を採用する企業も出てくるようになってきた。マテリアリティ概念は、情報利用者の意志決定に重要な影響を及ぼす情報を網羅し、情報内容に優先順位を付けることで分かりやすい報告書を作成する事を目的とする考え方である。マテリアリティ概念によりCSR報告書の利便性を高める事が期待できるが、現在のところ情報の重要性を考慮している企業はまだ少数派となっている。

本稿では、マテリアリティ概念がCSR報告書にどのような影響与えるのかを明らかにするとともに、今後の課題について考察することを目的としている。

2. マテリアリティ概念の意義と影響

1) CSR報告書とマテリアリティ概念の意義

マテリアリティ（重要性）という考え方は、既に会計学の領域で会計原則の一つとして採り入れられている。会計原則は、長い間の会計実践の中で会計慣行として発達したもののなかから一般に公正妥当として認められるものを要約したものであるが、会計処理を行う会計担当者の会計判断が依拠すべき準拠枠の提供や企業会計に関する法律や規則などの制定にあたって有力な指針となるなど今日の企業会計に大きな影響を与えている。

その中で重要性の原則は、企業の財務情報を利害関係者に提供する際に情報利用者の判断を誤らせないようにするために、重要性の乏しい項目について本来の会計処理または表示方法によらないで、他の簡便な方法を選択することを認めている。一方で、重要性の高い項目については、正規の会計処理を行い明瞭な表示を行うことを求めている。ここでの重要性には、財務諸表に記載される科目と金額の2種類の重要性があり、科目の重要性では、企業の財務状況を表示するうえで不可欠な科目や企業の財務に大きな影響をもたらす可能性のある科目の事で、簡便な方法による表示が認められていない場合を指している。また、金額の重要性では、一科目の金額が一定額以上である場合に企業の財務状況を判断するうえで重要な意味を持つと考えられる場合を指している。以上のように企業会計では、利害関係者の判断を誤らせないために全ての会計情報を提示するのではなく、重要性の高い項目だけを厳密な手続きにより開示する事を求めている。

このような重要性の考え方は、CSR報告書のような非財務報告書でも採用されようとしている。これまでのCSR報告書の中には、CSRに関する全ての情報を盛り込み、報告書全体で100ページを超えるような膨大な情報量を持つ報告書もあり、必ずしも情報利用者にとって分かりやすい報告書とは言えないものもあった。その背景には、急速に高まった企業に対する社会的責任論とその責

任を果たしている企業に積極的に投資をするようなSRI（socially responsible investment）と呼ばれる投資信託の拡大があると思われる。

企業の社会的責任は「事業活動を通じて派生してくる社会的な悪影響や環境上の負荷を可能な限り小さくし、他方で社会や環境に及ぼす好影響をできるだけ大きくしようとする、個別組織の主体的な取組み」[日本規格協会編、2004年、p.23]の事で、その具体的な活動内容は企業規模や業種、国によって異なっている。日本では、特に環境問題への関心が高かったが、最近の景気悪化の影響で派遣切り等の問題が発生し、企業の雇用に対する責任を求める声も高まっている。企業側としても各種利害関係者との良好な関係を築くために、様々なCSR活動に積極的に取り組むケースが増えてきている。例えば、環境問題については²、社会的責任活動の一環として82.6%の企業が環境対策を行っており、この割合は年々増加しているという。このように企業がCSR活動を行なうのは、かつての公害問題による損害賠償とはその目的が違い、必ずしも企業にとってのコストではなく、CSR経営によって企業価値を高めたり、あるいはリスク回避したりするなど将来への投資としての意味があると考えられるようになってきた事が背景にあると思われる。

また、環境問題以外のCSR活動でも、例えば富士ゼロックスは、CSRに取り組むことによってマネジメント・プロセスを再活性化させ、これまでであったプロセスをCSRの観点から再点検することで、課題が明らかとなりの確に対応することが可能になったという。また、CSR活動は部門横断の活動であるため、部門間の連携の強化にも役に立ったとしている³。そして、このようなCSR活動によって得られた様々な成果をCSR報告書などの非財務報告書によって利害関係者に開示することで、社会とのコミュニケーションを取り社会的責任を果たしている事を証明しているのである。

一方で、CSRに関する情報を利用する立場からのニーズも結果的にCSR報告書の巨大化に少なからず影響を及ぼしていたと思われる。例えば、前出のSRIと呼ばれる投資信託は、これまでの財務情報を中心に分析を行う投資信託とは違い、企業の社会的責任行動を評価の対象としているため、CSRに積極的に取り組んでいる企業の方が資金調達面でより有利になるという側面がある。そのため、CSRに積極的に取り組んでいる企業は、自らの活動の成果を網羅的に

報告するというインセンティブが働き、報告書に記載される情報量が増大したものと考えられる。近年、CSR報告書にはこのような傾向が見られた事もあり、最近では情報利用者の視点からマテリアリティ概念が採用されるようになってきているのである。

2) CSR報告書におけるマテリアリティ概念導入の影響

現在、日本ではCSR報告書を作成する際に参考にされているガイドラインが、環境省の「環境報告書ガイドライン」とGRIの「サステナビリティ・リポーティング・ガイドライン」である。GRIが作成しているガイドラインは、社会や経済、環境など幅広い側面から企業を捉え、それらの情報を利害関係者に開示するための報告書を作成することを目的としており、日本を含め世界的に利用されている。本ガイドラインでは、CSRに関する情報を幅広く開示することを求めてきたが、2006年に公表された「G3」と呼ばれる第3版のガイドラインでは、「マテリアリティ（重要性）」の原則が採用され、各種利害関係者の評価や意思決定に大きな影響を及ぼす可能性のある項目を中心に情報開示することを求めるようになった。

G3⁴によると、CSR報告書の情報は、「組織の重要な経済的、環境的および社会的影響を反映するテーマおよび指標、あるいはステークホルダーの評価および意志決定に実質的な影響を及ぼすであろうテーマおよび指標を網羅すべき」とであると定義している。そして、マテリアリティについては、「ある課題または指標が、報告に値するほど重要となるかどうかの基準点であり、この基準点を超えた場合には全ての重要なテーマが同一の重要性を持つ訳ではなく、報告書中では、これらの重要なテーマおよび指標の相対的な優先順位を反映して強調されるべきである」と説明している。

このようにGRIはG3において、これまでの「網羅的」な情報提供を改め、情報に優先順位を付けることで情報利用者に有用な情報を提供するという立場を示したことになる。これまでのような一律に全ての情報を開示するという報告書では、膨大な情報量を持つことになり、かえって情報利用者の利便性を低下させてしまう事を考えると当然の提言であると言える。

このマテリアリティ原則は、CSR報告書の保証を行う際に利用されるAA1000

保証基準⁵でも採用されている。AA1000保証基準は、非財務情報の審査に関する基準の一つで、イギリスのNPOであるAccountAbilityが作成したAA1000シリーズの一部を構成している。AA1000保証基準では、次の3項目を基本原則として提示している。まず、利害関係者の意志決定や判断のために十分な情報が開示されているかを判断する重要性（materiality）の原則、次に開示すべき情報を完全に認識しているかを判断する完全性（completeness）の原則、そして、利害関係者に対して的確に対応しているかを判断する対応性（responsiveness）の原則である。CSR報告書の保証基準においても、マテリアリティ概念が重視されていることから、今後は情報の重要性を判断し、その中で情報に優先順位を付けて開示していくことが求められてきているということが分かる。

このように、情報に優先順位を付けて報告書を作成する事で、これまでのような企業中心の視点で作られた「宣伝広告的」なCSR報告書から、様々な利害関係者の立場に立った情報を中心に開示をする報告書へと移行する転換期にきていることが指摘できる。また、マテリアリティ概念の導入で網羅的に情報を開示するという作業から、特定の情報を開示するという作業に移行する事で、報告書を作成する企業自身の負担を軽減し、さらに財務報告と融合させた統合的な報告書の作成を促進させる可能性⁶もあり、今後はさらに有用な情報が開示される事が期待できる。

3. マテリアリティの認識と特定プロセス

1) マテリアリティの認識

CSR報告書においてマテリアリティ概念を採用し、情報に優先順位を付けるためには、まず組織にとっての利害関係者を特定し、その集団の要求する情報を認識する必要がある。しかし、それぞれ価値観の異なる利害関係者の中から、組織に求められているマテリアリティを認識する作業は容易ではない。

GRIのガイドラインであるG3では、マテリアリティを判断する際の方法として、適合する国際基準および組織が遵守すると期待されている合意事項に明記されている基本的な期待を考慮するだけでなく、企業の全体的な使命および競争上の戦略、ステークホルダーが直接表明する懸念、幅広い社会的な期待

影響など、企業内外の要素を紐の目と見做してその情報が重要であるかの判断を下すべきであるとしている。企業を取り巻くこれらの要素に関しては、著しい経済的、環境的および社会的影響、あるいはステークホルダーの意志決定を反映するような情報の重要性を評価する際にも検討すべきであると付け加えられている。

そして、マテリアリティを特定する際に考慮すべき点について外部要因と内部要因に分類し、次の項目を挙げている。

<外部要因>

- ・ステークホルダーによって挙げられた持続可能性に関する主要な関心事項／テーマおよび指標
- ・同業者および競合他社が報告した業界の主なテーマおよび将来的課題
- ・組織およびそのステークホルダーにとって戦略的重要性を持つ関連法規、規制、国際的合意事項あるいは自主協定
- ・専門知識を持つと認められる人物、またはその分野における信用に定評のある専門機関が行った信頼できる調査を通じて特定された、合理的に評価できる持続可能性の影響、リスクまたは機会

<内部要因>

- ・主要な組織の価値、方針、戦略、経営管理システム、目的および目標
- ・特に組織の成功に投資したステークホルダーの関心事項／期待事項
- ・組織にとっての重大なリスク
- ・組織の成功を実現するために不可欠な要因
- ・組織のコア・コンピタンスおよびそれらが持続可能な発展に寄与しうる、あるいは寄与したと思われる方法

外部要因については、主に外部利害関係者と専門家あるいは専門機関における判断を重視し、内部要因については、主に内部利害関係者と企業のコア・コンピタンス、リスクを重視し、マテリアリティの判断を行うことを提言している。ここで注目すべき点は、これまで企業中心の視点から実際の情報利用者である利害関係者が報告書作成の視点に加えられたことである。そのため、今後は利害関係者にとって有用な報告書が作成される事が期待できる。しかしなが

ら、G3では具体的なマテリアリティ特定の方法については言及されていない。

2) マテリアリティの特定プロセス

マテリアリティの概念について、CSR報告書を作成する立場からも積極的に研究が行われている。たとえば、AccountAbility社は、BT GroupとLloyds Register Quality Assurance (LRQA) と協力してCSR報告書におけるマテリアリティの研究報告書である『マテリアリティ・レポート』を公表した。本報告書の目的は、マテリアリティ概念について各企業の取り組みを調査し、誰もが使えるマテリアリティ・フレームワークを提案することにある。本報告書によると、報告者が直面する課題には、第一に「組織の成功にとって本当に重要なことを提示しながら、一部のステークホルダーが求める総合的なデータを提供するアプローチ」を見つけ、第二にその情報を「簡潔で明瞭なアプローチにする」ことがあるとしている。そして、これらの課題を解決するには、優れたマテリアリティの特定プロセスの構築が必要であると結論づけている。

報告書では、3段階のプロセスを提示しており、まず「広範なステークホルダー及び情報源から課題をリストアップする」(ステージ1) 作業から始め、次に「それぞれの課題の重要度を特定するために一貫した一連のフィルターを使用」(ステージ2) してマテリアリティを判断する。そして、「社内の意志決定および外部のレビューにプロセスを組み込む」(ステージ3) ことで、情報利用者に信頼される報告書を作成するというプロセスを繰り返す事になる。

ステージ1では、マテリアリティを判断するために自社やステークホルダーに関係する可能性のある広範な環境・社会・経済的な課題を洗い出して、それらの重要度を評価する作業を行う。このプロセスでは、包含性を念頭におきステークホルダーの聞いてもらえる権利を認識する必要があると指摘している。

ここで注目すべき点は、マテリアリティを決定する際に収集する情報の半分以上がステークホルダーとの関係になっており、情報源の半分以上が社外からの視点となっている点である。初期のCSR報告書に見られた企業の内部的な視点とは、大きく異なっている事が分かる。

ここで収集された情報を基にステージ2では、重要度に基づいて情報の振り分けを行っていくことになる。この段階では、重要な項目と戦略との整合性を

図表1 課題の認識のための情報源

情報の流れ	主な情報源
各事業部門とステークホルダーとの関係	規制当局及びNGOからの書簡
	顧客のフィードバック、調査、苦情
	株主決議、SRIアンケート、投資家の質問
	前回の報告書に対するフィードバック
ステークホルダーとの積極的なエンゲージメント	個別ステークホルダーの調査（顧客、従業員、サプライヤー）
	全般的なステークホルダー・ダイアログ、ラウンドテーブルなど
	外部組織との継続中の一対一の関係
	報告書レビュー委員会またはステークホルダーによるパネル
標準となってきたステークホルダーのコンセンサス	自主的な標準、例えば：国連グローバルコンパクト原則
	同業者の規範、セクター標準、ベンチマーク
	政府間協定、例えば：ILO基準、ミレニアム開発目標

（出所：AccoutAbility編『マテリアリティ・レポート』（日本語版）2006、p.38一部抜粋）

保つ必要がある。情報の振り分けには、経営上の重要性和利害関係者にとっての重要性があるが、経営上の重要性の評価には、企業経営への直接的な経済的影響や収益機会、リスクなどを考慮する必要がある。また、利害関係者への重要性の評価には、苦情件数やマスコミ報道のレベル各種調査結果などを考慮することになる。重要性の判断には、たとえば「マテリアル（重要）な課題」と「関連するが戦略的にマテリアルではない」、「マテリアルではない」に分類する方法がある。

そして、ステップ3においてレビューを行い、利害関係者より信頼される報告書を作成することを目標とする。このステップでは、社内と社外のレビューによりマテリアリティの分析を強固にし、その正当性を確認するだけでなく、新たな課題を検討するための重要な役割を果たす事になる。この段階では、さらに情報の信頼性を高めるためにAA1000保証基準のような第三者による保証を付ける事で信頼性を確保する事も可能である。

図表2 取り組むべき課題リスト

	コア・イシュー	取り組み課題
事業を通じて	ソーシャルニーズの想像	ソーシャルニーズの創造
	顧客課題	安全な製品・サービスの提供 リコール対応の向上
公正な活動	組織統治	説明責任の実行
	公正な事業活動	倫理的で透明な活動
社会の課題	人権	人権侵害への対抗
	労働慣行	従業員の自立支援 従業員との対話
	環境	全拠点で二酸化炭素削減 ゼロエミッション・リサイクル
	コミュニティへの参画と開発	開発地域への支援
	サプライチェーン・マネジメント	CSR調達

(出所：オムロン『企業の公器性報告書2008』所収p. 10、一部抜粋)

4. CSR報告書におけるマテリアリティ概念の状況

1) 事例研究1

CSR報告書において、現時点で既にマテリアリティを導入している企業はまだ少数派となっているが、先進的な企業ではマテリアリティを考慮した情報開示を行なっている。たとえば、オムロンでは、1998年から環境報告書を作成し、2004年からは「企業の公器性報告書」(CSR報告書)を作成しているが、報告書によると、同社はまず、マテリアリティを特定するために国際社会が企業に求めているCSRの課題を抽出し、今後取り組むべき重要な課題と具体的な取り組みの課題を整理するところから始めている。

図表2は、オムロンで検討された取り組むべき課題の一部を抜粋したものが、これらの課題の抽出は「CSRにかかわるさまざまな規格・基準や原則、ガイドラインなどを参考に、国際社会が重視しているCSR課題を徹底的に調査・分析」する方法で行われたという。この方法は、前項でふれた「マテリアリティ・レポート」の情報源である顧客のフィードバックや個別ステークホルダーのア

ンケートなどとは違うため、マテリアルな項目が企業内部の視点に偏ってしまう危険性がある。

そのため同社では、このような内部的な視点に偏ることを避けるために、マテリアリティの認識の段階で利害関係者との対話を行うことで外部の視点を取り入れている。また、同社の独自の視点として「コア・イシューごとのオムロンの10年後の達成イメージの検討」を行っている。CSR活動は、長期的で継続的な取り組みが求められるため、同社では10年後の社会の状況を想定し、同社への期待や役割を認識、そしてCSR達成イメージを構築して今後のCSR戦略に活かす方法を探っている。

たとえば、環境問題について10年後には、さらに状況は悪化し企業は環境技術の進展と平行して、開発途上国への技術移転が進むとの前提の下、同社は環境負荷を低減すると共に温暖化問題やエネルギー不足に対してグローバルレベルで効果の高い取り組みや対象地域を検討し、資源を集中することで解決に貢献すると想定している。そして、10年後には、環境関連技術の移転など、民間企業として事業を通じて貢献できる領域でリーダーシップを取り、特に温暖化問題に関してクリーン開発メカニズム等の枠組みを利用して開発途上国の排出削減に目に見える形で貢献するという達成イメージを構築した。このような10年後の同社のイメージは、環境の他に「ソーシャルニーズの創造・顧客課題」や「公正な事業活動・組織統治」、「人権」、「労働慣行」など5つのカテゴリで行われている。

そして、オムロンでは10年後の達成イメージの構築と共に図表2で検討された課題の中から重要課題を特定している。その際「ステークホルダーにとっての重要性」と「オムロンにとっての重要性」という2つの軸を設定し、「マテリアリティ・マップ」(図表3)というものを作成している。なお、ステークホルダー軸は、中長期的に見たステークホルダーの意志決定への影響の大きさを表しており、一方、オムロン軸は中長期における自社の経営成果への影響の大きさを表している。

最終的に同社とステークホルダーの両者にとって重要性の高い課題として「ソーシャルニーズの創造」と「全拠点での二酸化炭素削減」を挙げ、同社のCSR報告書でこれらの重要性が高い項目について特集欄を設け、重点的に情報

図表3 マテリアリティ・マップ

(非常に高い) ↑ ステークホルダーにとっての重要性 ↓ (高い)		CSR調達 人権侵害への対抗 社会的弱者の権利尊重 規制化学物質の全廃 省エネルギー ゼロエミッション・リサイクル	ソーシャルニーズの創造 (環境・社会に有益な 商品の開発・提供) 全拠点での二酸化炭素 削減
	生物多様性・生態系の保全 開発地域への支援	ワークライフバランス 職場における権利・社会保障 非正規従業員の適切な処遇 労働安全衛生 コミュニティ参画	安全な製品・サービスの提供 リコール対応の向上 障がい者の自立支援 従業員の自立支援 倫理的で透明な活動 知的財産の保護 個人情報保護・ 情報セキュリティ 多様性の尊重
		説明責任の実行 透明性の高い経営の実現 従業員との対話	現地の人材活用促進
	(高い) ←	オムロンにとっての重要性	→ (非常に高い)

(出所：オムロン『企業の公器性報告書2008』、所収p.12)

開示をすることでマテリアリティ分析の結果を反映させている。特集欄では、オムロンの事業をIAB（インダストリアルオートメーションビジネス：工場自動化用、農業機器用の制御システム・機器の製造・販売）とECB（エレクトロニクスコンポーネツビジネス：家電、通信機器、携帯電話、アミューズメント機器、OA向けの電子部品の製造・販売）、HCB（ヘルスケアビジネス：家庭用および医療用健康機器の製造・販売）、AEC（オートモーティブエレクトロニクスコンポーネツビジネス：自動車搭載用電子部品の製造・販売）、SSB（ソーシャルシステムズビジネス：駅努・交通分野への機器／モジュールの製造・販売およびソリューション／サービスの提供）とその他に分類し、それぞれをカンパニーと定義し、カンパニー毎に「ソーシャルニーズの創造」についての解説をしている。このような開示方法を取ることで、同社は利害関係者に対してCSR戦略に関する一貫性を示せるだけでなく、情報利用者にとっても

理解のしやすい構成となっている。

オムロンのケースでは、単に利害関係者のニーズを単純に収集するだけではなく、時間軸を考慮し10年後にどのような企業になっているべきかをも検討することで、CSR戦略に一貫性を持たせることを可能としている。しかし、取り組むべき課題を最初に検討する時点で、外部の視点が考慮されていないため、その後のマテリアリティの認識の際にも企業が想定した範囲内での順位付けとなってしまうという危険性がある⁷。

1) 事例研究 2

大和ハウス工業では、2004年より積極的な情報開示と対話により利害関係者との良好な関係を築くために企業担当者や研究・教育機関、学生、NPO、従業員などを集めてステークホルダーミーティング⁸を行い、マテリアリティの分析を行っている。

同社では、図表4のように利害関係者を7種類に分類し、それぞれの利害関係者としての重要性の分析を行っている。オムロンの事例と比較すると、利害関係者が特定されている分、具体的な分析結果となっている事が分かる。また、全ての項目が同社の直面する課題であり、すぐに対応する事ができる内容となっている。

たとえば、地球環境問題に関してステークホルダーミーティングで「地球温暖化問題で大和ハウス工業ならではの取り組みを期待したい」との問いに対して、「住宅のライフサイクルの中で70%が居住段階で二酸化炭素が発生しているという現状を踏まえて、建物の高断熱化や高効率機器の採用などのハード面の対策を重点的に推進してきたが、今後は省エネ生活などソフト面でもユーザーに提案していきたい」とのコメントを出している。そして、同社のCSR報告書を見てみると、たとえば環境問題に関して二酸化炭素の削減や省エネルギーに関する情報開示は行っているものの、全体の活動の中での優先順位が示されていないため、その他の多くの情報も優先順位を付けられることなく掲載されている。その結果、同社の報告書は、これまでの報告書と同じようにCSR戦略に関する情報を網羅的に掲載しており、マテリアリティ分析の成果が生かされていない報告書となっている。

図表4 大和ハウス工業のマテリアリティ分析

利害関係者	マテリアリティ分析
1. 消費者	1. 長期保証とアフターサービス 2. 住まいの安全（耐震問題など）
2. 地域社会	1. 地域経済の活性化と地元雇用の創出 2. 工事をする場合の周辺地域への安全配慮
3. 従業員	1. 雇用の継続を確保 2. ワークライフバランス
4. 学生	1. 明確な採用基準と会社情報の積極的な公開 2. インターンシップの実施と内定者懇談会などの対話
5. 取引先	1. 発注代金の適正な支払い 2. サプライチェーンを巻き込んだ新規の商品規格やマーケットの開拓
6. NPO、NGO団体	1. NPO団体への金銭的支援 2. NPO団体との協働
7. 環境（地球環境）	1. 地球温暖化対策 2. 水資源の保護とグリーン購入への取組み

※表中、マテリアリティ分析欄の数字は、優先順位を表している。

（出所：大和ハウス工業HPより筆者作成）

5. マテリアリティ概念導入の今後の課題

本稿では、オムロンと大和ハウス工業の2社について、マテリアリティ概念の導入状況の調査を行った。両者とも独自の手法で自社にとってのマテリアリティの分析を行っていたが、その結果も異なる方向に向かっていた事が明らかとなった。まず、オムロンのケースでは、10年先の社会情勢と同社の役割を推測し、その時点で社会的に何が求められているのかを前提に長期的視点でCSR戦略を構築していた。確かにCSR活動は長期間にわたるため新しい分析視点として今後も注目される事が予想される。しかしながら、マテリアリティ分析の際に、外部の視点が入る前にある程度CSR活動の範囲が限定されているため利害関係者の意見が反映されにくい環境を作り上げてしまう危険性がある。

一方、大和ハウス工業のマテリアリティ分析では、最初の段階で利害関係者

を分類し、それぞれの利害関係者が何を求めるのかを分析している。そのため、利害関係者の中でマイノリティの意見が落ちてしまう危険性は少ないが、情報の優先順位が付けにくいいため、これまでのCSR報告書と同じような構成となり、必ずしも読みやすい報告書になっているとは言えなかった⁹。

今回事例研究で取り上げた2社の報告書にはいくつかの問題点はあるものの、CSR報告書におけるマテリアリティ分析について、ガイドラインなど制度面でも確立したものが無い中で両者の取り組みは非常に意義のあるものと思われる。本稿では、ガイドラインの精査と2社の事例研究から次の2点が明らかとなった。

まず、第一にマテリアリティ分析には共通のクライテリアの適用が難しいことである。この点については、既に各種ガイドライン等で指摘されているが、今回の事例研究でも2社ともマテリアリティ分析の手法も結果も異なっていた事からも明らかである。企業規模や業種が違えば、当然情報の優先順位も変わってくる可能性はある。また、仮に同じ業種であっても国や地域が違えば、利害関係者の意識の違いから情報の優先順位が変わってしまうことが考えられる。そのため、企業はマテリアリティ分析の際には、外部利害関係者の意見を公平に取り扱う事が重要となってくる。

第二に、マテリアリティ概念の導入によって、CSR報告書間の比較可能性が損なわれてしまう危険性があることである。これまで他社のCSR報告書との比較を容易にするために報告書の体裁を共通のものとする事を目的にGRIなどの報告書作成のためのガイドライン等が公表されてきたが、マテリアリティ分析を行う各社が異なる優先順位で情報公開を行う事で、これまで目指してきた比較可能性を損なってしまう事が予想される。さらに、企業に不利な情報を意図的に隠蔽するような悪質なケースも想定されるだけに比較可能性とマテリアリティ概念の両立が今後の課題となる。

6. おわりに

本稿では、年々情報量が増加傾向にあるCSR報告書について、情報の利用者の立場からの利便性を高めるため重要な情報に優先順位を付けて、優先順位の

高い情報を中心に開示するというマテリアリティの概念の概要と現状について2社の事例を挙げて考察した。

これまでの考察で、CSR戦略で先進的な企業を中心に積極的にマテリアリティ概念が導入されているが、各企業の手法に共通点を見いだす事はできなかった。すなわち、マテリアリティに関してはガイドラインによって方向性を示す事は可能でも、どの企業にも当てはまるクライテリアの適用は難しく、各企業の裁量に任されているのが現状である。しかし、選択の幅が報告書の中身を操作し、結果的に利害関係者の意志決定を誤らせてしまう可能性が指摘できる。そのため、今後は先進企業の研究の成果とガイドラインの存在が重要になってくると思われる。

本稿では、CSR報告書におけるマテリアリティ概念の意義と今後の課題について考察したが、事例に取りあげた企業が限定されていた事やマテリアリティ分析を行っている企業が少ない事などから多くの課題を残しているが、これらの点については今後の研究課題としたい。

注

- 1 GRIはCERES (Coalition for Environmental Responsible Economies)「環境に責任を持つ経済のための連合」や国連環境計画 (UNEP) などを中心となって立ち上げた非政府組織で、2006年に第3版のガイドライン (G3) を公表した。GRIガイドラインは、持続可能性実現のためには経済・環境・社会的側面から企業経営にアプローチする必要があるとの認識から、経済・環境・社会の3要素 (トリプル・ボトム・ライン) を含んだ報告書の作成を求めているのが特徴となっている。
- 2 環境省が毎年実施している「環境にやさしい企業行動調査」で、東京、大阪、名古屋の各証券取引所の1部、2部上場企業2,516社および従業員数500人以上の非上場企業等3,968社、合計6,484社を対象としており、平成19年度における取組について調査を実施した。有効回答数は、上場企業1,151社 (45.7%)、非上場企業等1,668社 (42.0%)、合計2,819社 (43.5%) となっている。
- 3 日本規格協会編『CSR企業の社会的責任 事例による企業活動最前線』日本規格協会、2004年、所収p.114
- 4 G3については、GRIのHPを参照のこと。<http://www.globalreporting.org/Home>
- 5 AccountAbility “AA1000 Assurance Standard” 2003 詳細は、www.accountability.org.uk を参照されたい。
- 6 CSR報告書と財務報告書の融合の可能性については、AccountAbility社の『マテリアリティ・レポート』で言及されている。ただし、2つの情報の融合について、具体的なフレームワークは提示されていない。『マテリアリティ・レポート』の詳細については、注7を参照のこと

と。

- 7 マテリアリティ・マップの作成に関して、アカウンタビリティ社のロックリン氏は、同社が所属する業界では固有のマテリアルな課題を特定することが困難なため、このようなやり方が適正だったと結論づけている。詳細については、オムロン『企業の公器性報告書2008』を参照のこと。
- 8 大和ハウス工業では、ステークホルダーとの対話を行っており、今回で5回目となる。今回は、同社の重要課題・CSR自己評価指標・地球温暖化防止・社会貢献活動の4つの取り組みや考え方についての報告があり、様々な立場のステークホルダーとディスカッションを行い、それぞれの立場ごとにマテリアリティの分析結果をまとめている。
- 9 同社の場合、マテリアリティ分析が完全に報告書に反映されている訳ではなく、CSR戦略と報告書の両面でマテリアリティが生かされているため、CSR活動はかなり進んでいると思われる。今後の展開が期待される。

参考文献

- 環境省編『環境にやさしい企業行動調査』環境省、2007年
環境省編『環境報告書ガイドライン』環境省、2003年
環境省編『環境コミュニケーションの更なる広がりを目指して～環境配慮促進法について～』環境省
環境省編『環境報告書の信頼性を高めるための自己評価の手引き』環境省、2007年
環境省・日本公認会計士協会編『CSR情報審査に関する研究報告』2007年
照屋行雄著『企業会計の基礎』東京経済情報出版、2008年
日本規格協会編『CSR企業の社会的責任—事例による企業活動最前線—』日本規格協会、2004年
宮崎修行著『統合的環境会計論』創成社、2001年
AccountAbility “Stakeholder Engagement Standard Exposure draft” (<http://www.accountability21.net/>)
AccountAbility “AA1000 Assurance Standard” AccountAbility, 2003 (<http://www.accountability21.net/>)
AccountAbility “AA1000 Accountability Principles Standard 2008” (AA1000 Accountability 原則基準2008、日本語翻訳版) (<http://www.accountability21.net/>)
AccountAbility “Materiality Report” (マテリアリティ・レポート、日本語翻訳版) 2007
Global Reporting Initiative “Sustainability Reporting Guideline” 2006 (<http://www.globalreporting.org/Home>)
オムロン株式会社編『企業の公器性報告書』2002年～2008年度版
大和ハウス工業株式会社編『CSRレポート2008』2008年